

【参考資料 2】 助成事業の旅費支給に関する基準

全国商工会連合会

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本細則は、中小企業販売力強化支援モデル事業実施にかかる旅費支給について定めるものとする。

(旅費の種類)

第 2 条 国内及び海外出張に係る旅費の種類は、運賃（鉄道賃、航空賃、船賃、車賃）、日当及び宿泊料とし、本基準により計算した額を支給する。

(旅費の計算)

第 3 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

2 旅費計算の起点は、原則として勤務地とする。

3 往復割引制度が設けられている経路に係る旅費は、当該割引制度を適用した額により計算する。ただし、市場価格等と比べて著しく高額なものは助成対象とする経費として認めないことがあるので留意すること。

(出張の日数)

第 4 条 旅費計算上の出張日数は、本事業の用務のために現に要した日数による。

(出発時刻及び到着時刻の基準)

第 5 条 用務地と用務地最寄駅等の所要時間は、通常の経路で要する時間とする。

2 前項により計算した出発時刻が 8 時より以前、帰着時刻が 22 時を超えることとなる場合は、出張日数を 1 日加えることを認める。

第 2 章 国内出張の旅費について

(近距離地域の旅費)

第 6 条 東京都区内及び片道 50 キロメートル未満の出張については、運賃の実費及び日当の 2 分の 1 を支給する。

2 前項の場合であっても、業務上特に宿泊を必要と認める場合は、日当及び宿泊料を支給することができる。

(近距離地域以外の旅費)

第7条 片道50キロメートル以上の出張については、起点からの運賃を支給する。特急料金(新幹線を含む。)、急行料金及び寝台料金(以下「特急料金等」という。)を徴する列車等を運行している路線を利用して出張する場合は、第3条第1項の定め
に即し、次の特急料金等を支給する。この場合、指定席車があるときは、座席指定料
金も支給する。ただし、距離がこれに満たない場合でも、必要により特急料金等の支
給を認めることもある。

- (1) 特急料金は片道80キロメートル(乗継ぎ区間については、50キロメートル)以上
のとき。
- (2) 急行料金は片道50キロメートル(乗継ぎ区間については、30キロメートル)
以上で、現に利用するのが可能な場合。
- (3) 寝台料金は片道500km以上の旅行で車中泊をするとき。B寝台下段料金を支給
する。

2 次の各号で定める都道府県への上出張で、現に利用することが可能な場合は、原則と
して航空賃を支給する。

(1) 東京起着点の場合

北海道、東京都の島しょ、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、香川
県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県

(2) 名古屋起着点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、東京都の島しょ、新潟県、愛媛
県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(3) 大阪起着点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、東京都の島しょ、新潟県、愛媛
県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(4) 福岡起着点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬
県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、富山県、
石川県、福井県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県

(5) その他

上記(1)～(4)以外で、全国商工会連合会が認めた場合

3 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額により支給する。ただし、タクシー
代については、公共交通機関利用した場合、用務の遂行に明らかな支障をきたすこと
や経済合理性に優れていること等を証明するものとする。

4 宿泊料及び日当については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊料は、片道50キロメートルを超える出張の場合のみ適用するものとし、宿泊日数に応じて1泊11,000円を限度として支給することができる。
- (2) 日当は、片道50キロメートル以内の旅費については半日当1,750円を限度として、また、片道50キロメートルを超える日帰り出張の場合については3,500円を限度として支給することができる。

(航空券パック)

第8条 宿泊費を包含する航空券パックを利用した場合は、パック料金と本細則で定める航空賃と宿泊費の合計額との安価な料金を支給する。パック料金に含まれる食事代は対象外とする。

(参考資料)

第9条 旅費の計算にあたっては、JR等の時刻表又は旅費計算ソフトウェア等を参考資料とする。

第3章 海外出張の旅費について

(海外出張の旅費)

第10条 全国商工会連合会と協議の上、必要に応じて支出できるものとする。

- 2 航空賃、鉄道賃、及び船賃は、エコノミークラス（普通クラスに相当するもの）による実費額を支給する。なお、航空券については、やむを得ない場合を除き、原則として、割引制度や宿泊付きパック商品を利用することとします。
- 3 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額で支給する。
- 4 宿泊費は1泊24,000円を限度として、実費額で支給する。
- 5 日当は出張日数に応じ、1日5,000円を限度として支給することができる。